奈良県総合医療センター床頭台等運営業務委託仕様書

第1 業務概要

1 業務名

奈良県総合医療センター床頭台等運営業務

2 奈良県総合医療センターにおける基本情報

許可病床数:540床

外来患者数:平均1,304人/日(2023年度)

診 療 科 等:呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液・腫瘍内科、糖尿病・内分泌内科、

腎臓内科、脳神経内科、感染症内科、緩和ケア内科、呼吸器外科、心臓血管外 科、消化器·肝胆膵外科、乳腺外科、小児外科、整形外科、脳神経外科、小児脳 神経外科、形成外科、頭頸部外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、小児泌 尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線 診断科、放射線治療科、病理診断科、麻酔科、救急科、小児泌尿器科、小児脳神 経外科、口腔外科

3 委託期間

令和7年9月20日 ~ 令和15年3月31日

- ※契約締結日から委託開始日までの期間を準備期間とし、その期間に要する一切の費用は受託者 の負担とすることとします。
- ※電子カルテ更新時期の変更により、期間を変更することがある。
- ※翌年度以降の予算において、委託料が減額又は削除された場合、委託者はこの契約を変更又は 解除することができるものとします。また、本業務に定められる事項を履行しない時、契約の 目的を達成することができないと認められるときは、契約の解除を行うことがあります。これ らの場合において、受託者は、解除によって生じた損害の賠償を請求できないものとします。

4 履行場所

名称:奈良県総合医療センター

住所: 奈良市七条西町2丁目897-5

5 想定スケジュール

令和7年9月20日 ~ 備品等の搬入・設置

令和7年9月24日 運用開始

※上記スケジュールは現時点の想定であり、変更されることがあります。

6 その他

本仕様書に記載の項目について、応募者において検討し、必要であると思われる場合には、変更及 び追加提案することを妨げません。

業務の詳細については、契約締結後、当センターと協議のうえ決定することとします。

第2 各仕様内容等

1 一般病床用床頭台 (HCU 含む) 、液晶テレビ、冷蔵庫

- (1) 床頭台(4床室、3床室、2床室、個室共通)
 - ① 木製で、外寸寸法は W500×D500×H1500 程度のミドルタイプとします。
 - ② 移動時の走行性等を考慮して、大型キャスターが付いていることとします。また、キャスターロックは足下においてワンアクションで操作できるものとします。
 - ③ 衛生面に考慮した設計であり、耐熱、耐薬品、耐水に優れ、メンテナンスが容易であること とします。
 - ④ VOC (揮発性有機化合物) 対策を考慮した仕様とすることとします。
 - ⑤ スライド式テーブルを備え、テーブルの高さは700~750 mmとします。
 - ⑥ 埋込式のタオル掛けを左右に有していることとします。
 - ⑦ 引き出し1段を施錠できるものとし、鍵は紛失時に容易に交換できるカードキータイプとし、交換する鍵一式は無償で対応することとします。なお、鍵は携帯できるように、伸縮性 (カール状) のあるリストバンドをつけることとします。
 - ⑧ 下部に冷蔵庫の取り付けスペースを確保し、排熱に配慮した設計とすることとします。
 - ⑨ 携帯充電用等に利用できるサービスコンセントを設置することとします。
 - ⑩ 地震発生時における転倒防止等に配慮された機能を有していることとします。

(2) 液晶テレビ(4床室、3床室、2床室、個室共通)

- ① 液晶 19 インチ以上であることとします。
- ② バックライトはLEDであることとします。
- ③ テレビアームは背面式とし、テレビの角度を上下左右に調節できるものとします。
- ④ 地上デジタル放送及び BS デジタル放送の視聴が可能なこととします。
- ⑤ リモコンはワイヤレスとし、高齢者等にも使いやすいものであることとします。
- ⑥ イヤホン端子が前面に設置されていることとします。また、イヤホン利用徹底のため、スピーカーの音声カット設定ができることとします。

(3) 冷蔵庫(4床室、3床室、2床室、個室共通)

- ① 無音無振動タイプであることとします。
- ② 庫内及び外装共に抗菌仕様であることとします。
- ③ 庫内容量は20リットル以上とし、2リットルのペットボトルが収納できることとします。
- ④ 庫内温度が5度±2度に冷え、冷却機能が十分にあることとします。
- ⑤ 閉め忘れ防止機能を備えていることとします。
- ⑥ 庫内灯により庫内が見えやすいことにします。
- ⑦ 環境配慮として、全部品にフロン・代替フロンを使用していないノンフロン冷蔵庫とすることとします。

2 重症系病床用床頭台(重症室)

- (1) 木製で、外寸寸法は W500×D500×H1700 程度のハイタイプとします。
- (2) 移動時の走行性等を考慮して、大型キャスターが付いていることとします。また、キャスターロックは足下においてワンアクションで操作できるものとします。
- (3) 衛生面に考慮した設計であり、耐熱、耐薬品、耐水に優れ、メンテナンスが容易であることとします。
- (4) VOC (揮発性有機化合物) 対策を考慮した仕様とすることとします。
- (5) スライド式テーブルを備え、テーブルの高さは700~750 mmとします。

- (6) 埋込式のタオル掛けを左右に有していることとします。
- (7) 引き出しは2段設置するものとし、その内1段を施錠できることとします。また、鍵は紛失時に容易に交換できるカードキータイプとし、交換する鍵一式は無償で対応することとします。なお、鍵は携帯できるように、伸縮性(カール状)のあるリストバンドをつけることとします。
- (8) 上部に収納スペースを確保することとします。
- (9) 携帯充電用等に利用できるサービスコンセントを設置することとします。
- (10) 地震発生時における転倒防止等に配慮された機能を有していることとします。

3 人工透析室用液晶テレビ

- (1) 液晶 13 インチ以上であることとします。
- (2) 地上デジタル放送及びBSデジタル放送の視聴が可能なこととします。
- (3) テレビアームに取り付け、かつ、移動が容易に行えるキャスター付き台座に固定することとします。また、キャスターはロックできるものとします。
- (4) 医療機器をベッド周辺に設置することを想定し、極力コンパクトな形状とすることとします。

4 化学療法室用液晶テレビ

- (1) 液晶 13 インチ以上であることとします。
- (2) 地上デジタル放送及びBSデジタル放送の視聴が可能なこととします。
- (3) テレビアームに取り付け、かつ、移動が容易に行えるキャスター付き台座に固定することとします。また、キャスターはロックできるものとします。
- (4) 医療機器をベッド周辺に設置することを想定し、極力コンパクトな形状とすることとします。

5 洗濯機・乾燥機

- (1) 洗濯容量は 6.0 kg以上、乾燥容量 3.0 kg以上とします。
- (2) 既存の防水パン (TOTO 製、型番: PWSP80HW) に設置できるものとします。※電源: AC100V 電源 (アース付コンセント)
- (3) 省エネ、節水、低騒音であることとします。
- (4) 地震発生時における転倒防止等に配慮された機能を有していることとします。

6 設置台数(※ただし、初年度の分のみ記載)

- (1) 一般病床用床頭台(HCU 含む)、液晶テレビ、冷蔵庫(4床室、3床室、2床室、個室共 通) 460式
- (2) 重症系病床用床頭台(重症室) 0台
- (3) 人工透析室用液晶テレビ 10台
- (4) 化学療法室用液晶テレビ 22台
- (5) 洗濯機・乾燥機 各22台

7 受託者の保守管理体制等

- (1)院内に常駐し、年365日対応可能なフルメンテナンス方式の対応であることとします。
- (2) 利用者の退院時及び定期的に、病室に設置された床頭台等の清掃・消毒、その他メンテナンス

を行い、常に清潔な状態に保つこととします。なお、入院期間が短期であっても退院時に必ず 清掃・消毒を行うこととします。

- (3) 洗濯機・乾燥機について、定期的に且つ必要に応じて清掃・消毒、その他メンテナンスを行い、常に清潔な状態を保つこととします。
- (4)システム等の故障・メンテナンス及び苦情等の処理については、迅速に対応し、サービス向上 に努めることとします。
- (5) 万が一の故障に備えて、床頭台ごとに入れ替え可能な予備機をあらかじめ用意することとします。ただし、患者等からの要望により、一般病床用の床頭台を重症系病床に配備する場合があることも考慮した上で、予備機を用意することとします。予備機に係る一切の費用は受託者の負担とします。
- (6)システム等の維持管理、補修等の保守管理業務は受託者の責任のもとに行い、その費用は受託者の負担とします。

8 その他

- (1) 設置する機器等は全て新品とします。
- (2) 設置機器の使用方法等が簡単にわかる利用案内(取扱説明書)を用意することとします。
- (3) 当センター運営の都合上、機器の配置数及び場所の一部変更の必要が生じた場合、当センターと協議の上、それに対応することとします。その費用は、受託者の負担とします。
- (4) 当センターが求めた場合には、各種データ報告を行うこととします。
- (5) 受託者決定後において、当センターから機器等について、仕様の変更を指示した場合においては、可能な限り対応することとします。

第3 運用方法等

運用方法については、応募者からの提案の上、決定するものとします。ただし、下記の仕様を満たすこととします。

【テレビカード制の場合】

- (1) カード精算機
 - ① 当センター内において、精算等が行えることとします。
 - ② 精算は10円単位で可能なこととします。
 - ③ 精算時の記録が停電時にも保存される機能を持ち、明細として2枚以上発行できることとします。
 - ④ 精算時における操作が容易であり、車いすや高齢者の患者にも利用しやすい機種とすることとします。
 - ⑤ 据置型で、安全性及び防犯性に優れていることとします。

(2) カード販売機

- ① カード1枚あたりの単価は1,000円とします。
- ② 当センター内において、発行が行えることとします。
- ③ カード販売の記録が停電時にも保存される機能を持ち、明細として2枚以上発行できることとします。
- ④ カードには業者の連絡先(社名、住所等)を印刷することとします。
- ⑤ カード発行時における操作が容易であり、車いすや高齢者の患者にも利用しやすい機種とすることとします。なお、1万円札、5千円札にも対応しているとが望ましい。
- ⑥ 据置型で、安全性及び防犯性に優れていることとします。
- (3) 課金タイマー(4床室、3床室、2床室、個室共通)

- ① テレビ視聴料、冷蔵庫使用料及び洗濯乾燥機使用料について、課金できることとします。
- ② 利用者にわかりやすく、使用しやすい製品であることとします。
- ③ カード残高表示がわかりやすいよう、残金額または残り時間が表示されることとします。

(4) 洗濯機・乾燥機

現金及びプリペイドカードの併用ができることとします。

(5) 管理手数料等

- ① 受託者は、光熱水費及び建物使用料として、毎月売上金実績額(税込)に、提案する一定割合を乗じた金額を管理手数料として、当センターに支払うこととする。
- ② 受託者は、翌月の当センターが指定した日までに前月の売上合計額を書面により当センター に報告することとします。

【その他の場合】

(1) 業務委託料等

当センターが受託者に支払う費用は、設備一式のレンタル料、設備・システム等の維持及び保守費用等を含めた合計額を上限とする。

第4 業務の実施条件

1 業務の体制

- (1)業務従事者の体制
 - ① 受託者は、組織、連絡体制、業務マニュアル等の資料を提出し、あらかじめ当センターの承認を得るものとします。
 - ② 受託者は、受託責任者を配置し、その任に当たらせるものとします。
 - ア 当センターとの連絡調整
 - イ 業務従事者に対する指揮、監督、指導、教育
 - ウ 勤務計画表及び業務日誌等の作成・提出
 - エ 当センターの求めに応じて委員会等への出席
 - オ 業務従事者等の名簿の作成・提出
 - カ トラブル時の対応
 - キ 当センター用業務マニュアルの作成と更新

※受託責任者を変更する場合は、変更2週間以上前に当センターの承認を得ること。

(2) 業務従事者の管理

- ① 受託者は、業務従事者に業務の遂行に適する清潔な服装を着用させるとともに名札を着装させることとします。制服については、事前に当センターに報告し、了承を得るものとします。
- ② 受託者は、業務従事者の等の名簿を当センターに提出することとします。
- ③ 受託者は、業務従事者の力量が把握できる力量表を作成し委託者へ提出することとします。

(3) 健康管理

① 受託者は、常に業務従事者の健康に注意を払い、感染症の疾病等に感染した者(あるいは可能性のある者)を業務に従事させてはなりません。また、受託者の負担において、業務従事者の健康診断を年1回以上行うとともに、甲の施設内で従事する従業員は次の基準値を持つ

ものを配置することとする。また、それを証明する書類の写し及び健康診断書の写しを従業 員リストと合わせて甲に提出すること。なお、従業員の交代があった場合はその都度、最新 の書類を甲に提出するものとする。

HBS 抗体・・10ml 以上

麻疹(EIA 法)・・16 以上

風疹(EIA 法)・・8 以上

(HI 法)··32 以上

水痘(EIA 法)・・4 以上

ムンプス(EIA 法)・・4 以上

② 抗体価が基準値を満たしていない者は次の対応表のとおりにワクチン接種を行い、接種証明書を併せて提出すること。なお、それぞれのワクチンの接種記録が2回分ある者は抗体価を証明する書類としてその2回分のワクチン接種記録を提出してもよいこととする。

項目	検査方法	基準を満たして いる	陰性ではないが 基準を満たしていない	陰性
麻疹	(EIA法)	16以上	2以上16未満	2未満
風疹	(EIA法)	8以上	2以上8未満	2未満
	(HI法)	3 2以上	8以上32未満	8未満
水痘	(EIA法)	4以上	2以上4未満	2未満
ムンプス	(EIA法)	4以上	2以上4未満	2未満



2 業務の改善について

業務の実施にあたり、当センターが不適当であると判断した事項について、受託者は、ただちに文書により改善内容を報告するとともに、当センターの了承を得た上で、必要な措置を講じることとします。

また、当センターは、本仕様書に記載されている事項が誠実に履行されていないと認めたときは、 契約期間中であっても契約を解除できることとします。

3 業務提案について

- (1)業務の実情を踏まえ、当センターに対し、経済的かつ効率的な病院運営ができるための業務改善提案を行うことができるものとします。
- (2) 上記改善提案を実施する場合には、当センターと十分協議し、当センターの了承を得た上で、実施することとします。また、その場合には必要に応じて本仕様書を改定するものとします。

4 設備・備品等の破損事故について

受託者は、業務の実施にあたり、院内設備・備品等の取扱いに十分注意することとし、破損した場

合、ただちに当センターに報告の上、賠償・補償措置を講じることとします。

5 原状回復義務

受託者は、契約期間が満了したとき、または当センターが使用許可を取り消したときは、速やかに 原状回復を行うこととします。ただし、当センターが特に承認した場合はこの限りではありません。

6 業務の引き継ぎ

受託者は、本契約の満了又は解除に伴い業務を停止するときは、業務の引継ぎ又は引渡しに十分に 配慮し、当センターの必要とするものを引き渡し、業務の継続に支障をきたすことのないようにする こととします。

7 費用の負担区分について

費用項目	当センター	受託者
機器備品設置にかかる費用、工事費用、諸経費及び維持管理費		0
本業務の提供に必要な機器・資材の調達		0
テレビカードの発行・補充、精算 (事業終了後の期間含む)、現金収納 等に係る費用		0
当該システムに係わる機器等の消耗品(リモコン、鍵、電池、イヤホン等)の補充費用		0
NHK 受信料 (BS 受信料も含む)		\circ
設置機器に対する保守管理(故障修理、清掃等)費用		\circ
人件費・労務費		0
被服費(従業員のユニフォーム等)		0
通信費(当センターの回線を利用する固定電話の料金)		0
通信費(受託者が独自に引き込む回線の料金)		0
受託者の業務遂行上必要な帳簿書類 (マニュアル等)		0

[※]記載のないものについては、当センターと協議を行い決定することとします。

8 その他

- (1) 受託者は、業務従事者を指揮監督するとともに、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補 償保険法、職業安定法、その他業務の遂行に適用される全ての法令に基づいて指導、教育を行 うこととします。
- (2) 受託者は、業務履行場所が、傷病者が治療を受ける病院であることを十分認識・理解の上、言動に注意し、業務にあたらせるよう業務従事者を指導することとします。
- (3) 受託者及び業務従事者(以下、「受託者等」という。)は、「個人情報保護法」及び「地方独立行政法人奈良県立病院機構個人情報取扱事務委託基準」を遵守することとします。
- (4) 受託者等は、業務上知り得た患者等の個人情報、当センターで知り得た各種情報を第三者に漏らしてはなりません。契約の解除及び契約期間満了後においても同様とします。
- (5) 受託者は、業務従事者の雇用にあたって、個人情報保護の重要性につき指導・教育を徹底する こととします。
- (6) 受託者等は、当センターの信用を失墜させるような行為をしてはなりません。

- (7) 受託者は、業務エリア及び使用機器等に係る環境を常に良好に保ち、整理整頓及び清掃を徹底することとします。
- (8) 受託者は、業務に使用する書類等を保管管理することとします。
- (9) 受託者は、業務従事者が業務遂行する上で負傷又は死亡したときは、当該結果につき責任を負うこととします。
- (10) 本業務に関連する利用者からの意見・クレームに対して、真摯に対応することとします。
- (11) 業務に必要な契約駐車場・駐輪場及び従業員の駐車場・駐輪場は受託者の責任において確保するものとします。
- (12) 受託者は、第三者に対して業務委託を行う場合は、必ず発注者に対して事前申請を行い、承 諾を得ることとします。
- (13) 業務内容については、1年ごとに当センターと協議の上、仕様書の見直し行うとともに、継続的な業務の質の向上を図るものとします。仕様書の見直しに伴い、契約条件の変更が発生した場合においては、都度、契約変更を行うこととします。
- (14) 受託者は、当該業務を開始するに伴って発生する準備業務については、当センターと積極的に連携を図り、確実な業務立ち上げを行うこととします。
- (15) 受託者は、当センターが契約期間中に貸与した図面等の資料がある場合は、本業務終了後速やかに返却することとします。
- (16) この仕様書に定めのない事項については、当センターと協議を行い決定するものとします。 なお、定めのある事項についても、状況の変化等に応じて当センターと協議を行い、決定する こととします。